

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社では、コーポレート・ガバナンスの意味を「企業価値の継続的な向上を目指して、経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行、並びにステークホルダーに対する迅速な結果報告、及び健全かつ公正で透明性の高い経営を実現する仕組みの構築・運用」と考えております。株主をはじめ、顧客、従業員その他のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、当社の継続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、以下の基本方針に則って、実効性あるコーポレート・ガバナンスを実現してまいります。

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 取締役会による業務執行に対する監督機能の実効性を向上させる。
5. 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 - 4 議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率などの動向を踏まえ、導入を検討してまいります。

【補充原則3 - 1 - 2 英語での情報開示・提供】

当社は英語版の事業報告書を作成するとともに、半年ごとに英語版のアナリストレポートを当社ホームページ等で開示しておりますが、今後につきましては、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率などの動向を踏まえ、決算説明会資料、招集通知記載内容等についても英語での情報提供を検討してまいります。

【補充原則4 - 1 - 2 中期経営計画に対するコミットメント】 【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、単年度の業績目標の達成を最重要課題としており、中期経営計画の策定は凍結しております。持続的な成長を実現していくためにも、中期的な視点に立った経営ビジョンの策定や戦略立案が重要であると考えており、業界環境の動向、施策の効果検証の確信がもてた段階で公表いたします。

【補充原則4 - 10 - 1 指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言】

取締役等の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、指名・報酬等の検討に際しては、独立社外取締役との連携を深める等、より公正で、透明性の高い検討と手続きが実施できることを目指した体制整備の検討を進めます。なお、任意の諮問委員会については、必要性に応じ検討してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社の純投資目的以外の投資を行う際の基本方針は、投資対象会社との業務提携、情報共有等を通じて当社の統合プロモーション事業におけるシナジー効果が期待されることであり、中長期的な視点で価値向上を図るために、取引先との関係強化の観点等を踏まえ、効果が見込まれると判断した場合に限り、必要最小限の上場株式を保有することとしています。

政策保有株式の議決権の行使については、適切な対応を確保するために、議案毎に、保有先企業の中長期的な企業価値の向上、当社及びグループ会社の中長期的な経済的利益の増大等の観点から総合的に判断するものとし、主要な政策保有株式については、議決権行使の状況を取締役に報告します。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社取締役との間で行う会社法に定める利益相反取引及び競業取引については、取締役会規程に則り、取締役会でその取引の内容等を説明の上、取締役会の承認を得なければならない旨を定めています。

また、上記に該当しない取引であっても、当社または連結子会社の取締役またはその近親者との取引については、年に1回、取締役に対して個別に調査票を配布してその有無の確認を行っており、また主要株主その他の関連当事者間の取引については、会社法及び金融商品取引法その他適用のある法令並びに東京証券取引所の規定に従って、適切に開示します。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出型年金制度以外の企業年金制度を保有しておりません。従いまして、アセットオーナーとして期待される機能の発揮に必要な専門性を持った人材の育成等は急務ではないものと考えておりますが、社員の福利厚生面等も含めて考えますと必要な今後の重要課題と認識しております。従いまして、本コードに係る取組み内容の開示は、具体的な取組みを実施した後開示させていただきます。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、当社グループの経営理念である「世界一の“感動体験”をクリエイティブし、笑顔を増やす」のもと、創業以来、アイデアと作り上げる力と工

夫で、その場・その瞬間でしか味わえない、心揺さぶる"感動体験"をクリエイティブし続けることができました。

この感動体験をクリエイティブできることがTOWグループのコア・コンピタンスであり、『Top Of the WorldのTOW』は"世界一の感動体験"を目指し、ネットにも乗って多くの笑顔をこれからも創りだしてゆきます。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(iii) 取締役等の報酬を決定する際の方針と手続

本報告書の「II 取締役報酬関係 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

(iv) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の方針と手続

当社では、取締役として株主からの経営の委任に応え、経営判断能力、先見性、洞察力等に優れ、遵守精神、高い倫理観を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を取締役候補者として選定し、社外取締役については、企業経営、法律、財務・会計等に関する専門的知見等を有し、幅広い視点から経営に対する的確な提言・助言を行うことのできる方を選任する方針としています。上記の方針に基づき、取締役会において取締役候補者及び社外取締役候補者を決定しています。執行役員を選任については、担当業務における実績や貢献度、専門性等を勘案し決定しております。

経営陣幹部の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合は、解任の審議を行うこととしております。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、取締役候補者として指名した個々の理由及び必要な略歴等を、株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社取締役会は、法令・定款の定めにより決定すべき事項のほか、重要な業務執行の意思決定を行っており、その基準等は「取締役会規程」に明記しております。

また、当社は、職務権限規程において、当社の業務執行に関する各職位者の責任と権限を定め、併せて同規程において当社の業務に伴い発生する事項の決裁権限を定めています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役候補者の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準を満たす者としております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、定款により、取締役の員数を14名以内と定めており、2020年9月25日現在10名(うち社外取締役4名)で取締役会を構成しています。取締役会を構成するメンバーについては、経験、知見、能力等における多様性に配慮しています。

【補充原則4 - 11 - 2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社は、取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類及び事業報告並びに有価証券報告書等の開示書類において毎年開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

第三者機関に依頼して、取締役(現監査等委員である取締役を含む)を対象として、取締役会の実効性に関するアンケートやインタビューなど実施しました。同結果の報告を参考にして、当社取締役会にて、取締役会の実効性について分析・評価いたしました。

実効性評価の実施概要および分析・評価結果の概要につきましては、以下の当社IRサイトで開示のとおりです。

<https://tow.co.jp/wp-content/uploads/2021/05/当社取締役会の実効性評価の結果の概要について.pdf>

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役へのトレーニングの方針】

当社は、当社の取締役がその役割と責務を果たすために、各役員に上場会社の取締役として期待される役割・責務、関連法令及びコンプライアンスに関する知識習得の機会を、定期的または必要に応じ、適切に提供することとしております。毎月2回行われる役員ミーティングにおいて当社の経営、事業、財務その他関連する重要事項において知識を共有し深めております。

当社取締役は、当社が主催する役員向け社内研修、外部諸団体等が主催するセミナー等に参加し、必要な知識の習得、更新、研鑽に努めております。

さらに、当社は、各取締役による自己研鑽を奨励し、個々の取締役に適したトレーニングの機会の提供・斡旋を行うとともに、その必要費用について支援を行います。

また、社外取締役就任時には、当社の事業内容、組織体制等の説明を行うとともに、定期的に事業課題等について必要な情報提供を行います。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家との双方向の建設的な対話を促進し、これにより当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた実効的なコーポレート・ガバナンスの実現をはかることを、当社の責任を果たす上での最重要課題の1つと位置付けます。

このような考えに基づき、当社は以下のような施策を実施します。

1. 株主との対話に関する担当取締役の指定

当社は、経営トップ自らが株主との対話に取り組み、管理本部長がIR実務を統括します。

2. 社内部署の有機的な連携のための方策

当社は、IR担当部署でもある総務チームが経理チームと日常的に打ち合わせや意見交換を実施しており、開示資料作成に際しても連携し、経営トップを交えて内容の検討を行っております。

3. 個別面談以外の対話の手段の充実に係る取組み

当社は、株主総会を株主との重要な対話の場と位置付け、株主総会において、当社事業に関する十分な情報開示の確保をはじめ、株主の皆様からの信認を得られるような運営につとめます。

また、当社は、定期的に決算説明会を開催することにより、株主・投資家の皆様とのより緊密なコミュニケーションの実現につとめます。

4. 株主の意見・懸念のフィードバックのための方策

当社は、株主・投資家との対話において把握されたご意見や当社に関する懸念を担当部署において取りまとめ、その重要性や性質に応じ、これを定期的に経営陣幹部や取締役会に報告するための体制を整備します。

### 5. インサイダー情報の管理に関する方策

当社は、株主・投資家の実質的な平等性を確保すべく、公平な情報開示につとめることを基本方針とします。当該方針に基づき、当社に関する重要情報については、適時かつ公平にこれを開示することとし、一部の株主・投資家に対してのみこれを提供することがないよう、その情報管理の徹底につとめます。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新** 10%以上20%未満

### 【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,146,300	9.23
真木 勝次	3,942,796	8.77
川村 治	3,609,812	8.03
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	3,599,000	8.01
秋本 道弘	2,187,756	4.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,009,500	4.47
ライク株式会社	1,040,000	2.31
SMBC日興証券株式会社	852,500	1.90
テーオーダブリュー従業員持株会	633,212	1.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	626,600	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無 **更新**

親会社の有無 **更新** なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 **更新** 東京 第一部

決算期 **更新** 6月

業種 **更新** サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 **更新** 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 **更新** 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 **更新** 10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	14名
定款上の取締役の任期 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1年
取締役会の議長 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	10名
社外取締役の選任状況 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
柳澤大輔	他の会社の出身者													
萩原新太郎	弁護士													
吉田茂生	他の会社の出身者													
平野透	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

柳澤大輔		社外取締役の柳澤大輔氏は株式会社カヤックの業務執行者であります。当社は同社と業務提携関係にあります。	株式会社カヤックの創業者であり、同社代表取締役CEOとしてのデジタルコンテンツ事業経営の知見やネットワークは、“日本初の体験デザイン・プロダクション”として、インタラクティブ・プロモーション領域での競争力強化に注力する当社の事業戦略に活かしていただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。当社と柳澤大輔氏との間に特別な利害関係はなく、また当社の取引先である株式会社カヤックの業務執行者であります。当社としては、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。
萩原新太郎		社外取締役の萩原新太郎氏は芝綜合法律事務所のパートナー弁護士として所属しております。当社は同事務所から顧問契約等に基づき法律面での助言を受けております。	法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。当社と萩原新太郎氏との間に特別な利害関係はなく、また当社は同事務所から顧問契約等に基づき法律面での助言を受けております。当社としては、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。
吉田茂生		社外取締役の吉田茂生氏は2006年5月まで、株式会社三菱東京UFJ銀行の常務執行役員でした。当社は株式会社三菱東京UFJ銀行との間に預金、借入等の取引関係があります。	金融機関における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられるため、当社の業務執行の監査・監督が適切有効になされることから、社外取締役候補者といたしました。当社と吉田茂生氏との間に特別な利害関係はなく、また当社の取引先である株式会社三菱東京UFJ銀行を既に退職されているため、当社としては、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。
平野透		社外取締役の平野透氏は2017年3月まで、株式会社電通の顧問でした。当社は株式会社電通との間にプロモーション等に関する案件受注の取引関係があります。また、2017年9月から、株式会社アドストリームジャパンの顧問をしておりますが、当社と株式会社アドストリームジャパンとの間に取引関係はありません。	広告業界における長年の業務経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。当社と平野透氏との間に特別な利害関係はなく、また当社の取引先である株式会社電通の顧問を既に退任されているため、客観的立場から当社経営の監督及び適切な助言を十分に期待できると判断しております。

## 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

更新

監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置しておりませんが、管理本部の担当スタッフが監査等委員会の資料等の準備、事前配布及び情報の伝達を実施しており、必要に応じて内部監査室が職務の補助を行っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

内部監査として、内部監査室(室長1名)が設置されております。内部監査室は前期末までに策定した内部監査計画に基づき、監査等委員、会計監査人との緊密な連携をとりながら業務全般にわたる内部監査を実施し、監査結果は内部監査報告会を開催し、社長と関係役員に文書で報告されております。被監査部署に対しては改善を要する事項についてフォロー監査を実施することにより内部監査の実効性を担保しております。監査等委員は、内部統制システムを活用した監査を実施するとともに取締役会をはじめとし、社内で開催される重要な会議に出席するほか、監査等委員が選定する監査等委員は、必要に応じて業務執行部門(子会社を含む)から事業の報告を受けるなど、当社の財産の状況に関する調査の実施を通じて、各取締役並びに業務執行部門に対する監督・監査機能を果たしております。また、監査等委員は会計監査人と年5回の監査実施計画や、実施結果についての面談を行っており、必要に応じて会計監査人と意見交換等を実施することにより監査の実効性及び効率性の向上に努めております。更に、内部監査につきましても、内部監査報告会への参加や、報告書の閲覧、必要に応じ内部監査担当者への質問等を実施することにより監査の実効性及び効率性の向上に努めております。



## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 **更新**

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の数 **更新**

3名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 **更新**

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

### (業績連動型報酬制度)

当社は従前より取締役の報酬について、その報酬と業績等との連動性を高めることにより、適正な会社経営を通じて業績向上への意欲や士気を高めることにも繋がるものと考えに加え、2006年度の税制改正により業績連動型報酬(法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与)の損金算入が認められるようになったことに伴い、従前の月額報酬(固定)に加え、2006年7月1日より新たな取締役報酬制度として、業績への貢献度を判断する上で客観的な「単体経常利益」を指標とする業績連動型報酬を導入していましたが、連結に占めるグループ会社の損益影響度拡大に伴い、2016年7月1日より「連結経常利益」を指標としております。

当該指標を選択した理由は、連結経常利益を経営の重要指標としているためであります。

なお、当事業年度における連結経常利益の実績(業績連動型報酬の実績額を加算し、控除前に引き直した金額)は23億82百万円となり、期初に設定した目標連結経常利益20億71百万円を上回る結果となりました。

### (ストックオプション制度)

当社は企業価値向上の指標の1つとして業績の向上、その結果としての株価の上昇を考えており、業績向上へのインセンティブとして各取締役等に対し、その期待値に応じた株数をストックオプションとして付与しております。また中長期的には、当社の株価やそれを支える当社連結業績の感応度をより引き上げ、株価上昇による利益だけでなく下落によるリスクまでも株主と共有することにより、株主の利害と当社取締役の利害を可及的に一致させ、株価上昇及び連結業績向上への意欲や士気を高めることを目的に、株式報酬型ストックオプションを付与しております。

### (譲渡制限付株式報酬制度)

当社は、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

### (付与対象者を当該対象者としている理由)

当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対する報酬制度について、当社の株価やそれを支える当社連結業績への感応度をより引き上げ、株価上昇による利益だけでなく下落によるリスクまでも株主と共有することにより、株主の利害と当社並びに当社子会社の取締役及び従業員の利害を可及的に一致させ、株価上昇及び連結業績向上への意欲や士気を高めるため。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

全員個別開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

### (役員報酬の内容)

2020年6月期における当社の取締役に対する報酬の額は、取締役(監査等委員を除く)7名に対し、合計243,003千円、取締役(監査等委員)3名に対し、合計20,400千円の総額263,403千円であります。

なお、報酬等の総額には当事業年度に係る役員賞与50,306千円(取締役5名に対し業績連動型報酬50,306千円)、役員退職慰労引当金の増加額

23,037千円(取締役6名分23,037千円)、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上547千円(取締役1名分547千円)が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員でない取締役の報酬等の額については、株主総会で決議された総額の範囲内かつ職位ごと定めた金額の範囲内で代表取締役社長が業績や責任に応じて試算し、社外取締役の検討を経て決定しており、監査等委員である取締役の報酬等の額については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

### 【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役ににつきましては、総務チームが事務局として取締役会の資料等の準備、事前配布及び情報の伝達を実施しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役(監査等委員である者を除く)7名及び監査等委員である取締役3名を選任しております。当社取締役会は、業務に精通し、高い専門知識を有する取締役7名(うち1名は社外取締役)と監査等委員である取締役3名(いずれも社外取締役)で構成されており、経営の最高意思決定機関として法令に定める重要事項の決定機能及び各取締役の業務執行に対しての監督機能を果たしております。

「取締役会」は原則月1回定例的に、また必要に応じ臨時的に開催し、経営の基本方針や重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行っております。その他の常勤取締役会議体として「役員ミーティング」を原則月2回開催し、取締役会決議事項以外の重要事項を協議するとともに、取締役会決議事項の事前審議を行っております。

当社の監査等委員会については、監査等委員である取締役は、社外取締役3名で構成されております。監査等委員会は、公正かつ客観的に監査を行うことを目的に原則月1回定例的に開催しております。また、監査等委員である取締役は、取締役会に出席して取締役の職務の執行状況の監査・監督を行うとともに、会計監査人及び内部監査室との相互連携により、監査の実効性の充実に努めております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンスを強化し、さらなる企業価値の向上を図るために当該企業統治の体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	主に決算短信・有価証券(四半期)報告書・決算説明会資料等を掲載しております。 <a href="https://tow.co.jp/ir/">https://tow.co.jp/ir/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部が担当しており、管理本部長を開示責任者に任命しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主の利益を優先するため、必要な情報を適時・適正に開示いたします。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システム基本方針について】

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

当社及び当社子会社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社及び当社子会社の取締役並びに使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重した行動をとるためのコンプライアンス体制の整備については、取締役会の直属機関である「コンプライアンス委員会」により、その構築・徹底・推進を図るとともに、「コンプライアンス基本方針」を全役員へ配布し、啓蒙活動を実施するものとする。更に、疑義ある行為について当社及び当社子会社の取締役並びに使用人が社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報できる内部通報制度を活用するものとする。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査等委員は、それらの情報を閲覧できるものとする。

当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社及び当社子会社の業務執行に係るリスクについては、リスク管理規程に基づき、取締役会の直属機関である「リスク管理委員会」により、预见されるリスクの分析と識別を行い、各部門のリスク管理の状況を把握し、その結果を取締役に報告するものとする。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回定例的に、また必要に応じ臨時的に開催するものとする。その他、常勤取締役会議体として「役員ミーティング」を原則月2回開催し、取締役会決議事項以外の事項を協議するとともに、取締役会決議事項の事前審議を行うものとする。

ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行の責任者及びその責任、執行手続の詳細については、既に制定されている組織規程、業務分掌規程、職務権限規程によるものとする。

当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社及びグループ会社における内部統制システムを構築し、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化等が効率的に行われる体制を整備する。また、グループ会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、内部通報制度の範囲をグループ会社全体とする。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項  
監査等委員会が必要とした場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性と、当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性を確保していくものとする。

取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社及び当社子会社の取締役並びに使用人は当社及び当社グループ会社の業務の進行状況または業績に与える重要な事項について 監査等委員に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反並びに不正行為の事実、または当社及びグループ会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に係わらず、監査等委員は必要に応じて、当社及び当社子会社の取締役並びに使用人に対し報告を求めることができるものとする。

ロ. 当社及び当社子会社は、前号の報告及び当社グループ共通の社内通報制度により通報者が通報を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。

ハ. 監査等委員は、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、連携して当社及びグループ会社の監査の実効性を確保するものとする。

ニ. 監査等委員が職務の遂行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員の職務遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理を行うものとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

イ. 当社は、反社会的勢力との関係を遮断するため、「倫理規程」、「コンプライアンス基本方針」等に従い、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除するものとする。

ロ. コンプライアンス委員会による、協力機関(外注先)への反社会的勢力に関する情報提供依頼、及び誓約書の提出依頼等により、同勢力の排除に向けた協力体制を継続するものとする。

ハ. 反社会的勢力との関係について取締役及び使用人に疑義ある行為があった場合、または同勢力から不当要求等があった場合は、内部通報制度により社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報するものとする。

二. 販売先、外注先、経費支出先、仕入先、株主等の、新聞記事検索や信用調査機関による調査、インターネット検索エンジンによる検索を、定期的を実施することにより、ステークホルダーに反社会的勢力が係わっていないことを確認するものとする。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

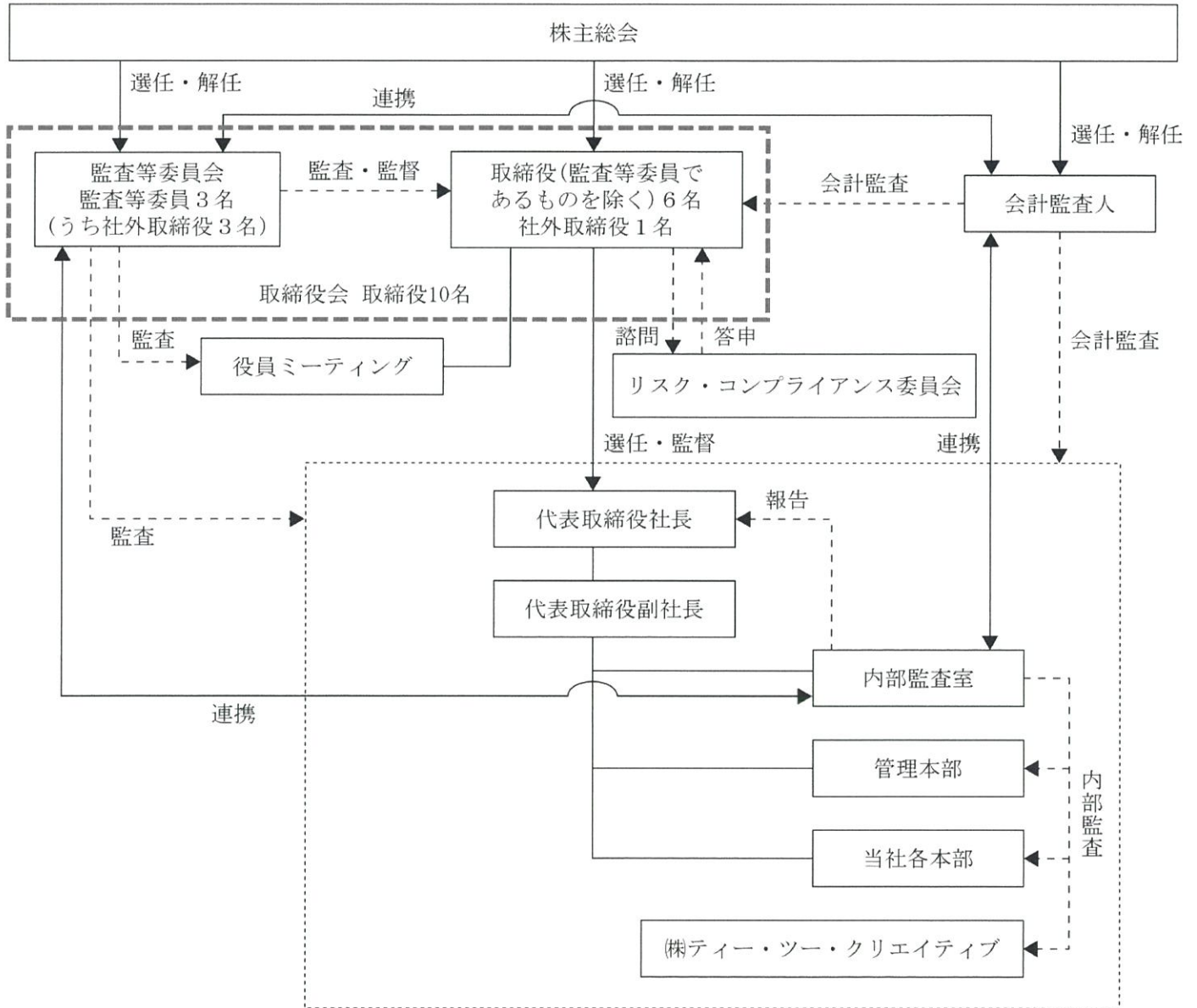
更新

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

# 模式図



## 会社情報の把握・開示体制

